

価格変動リスクから会社を守る

経営安定化に向けた解決策のご提案

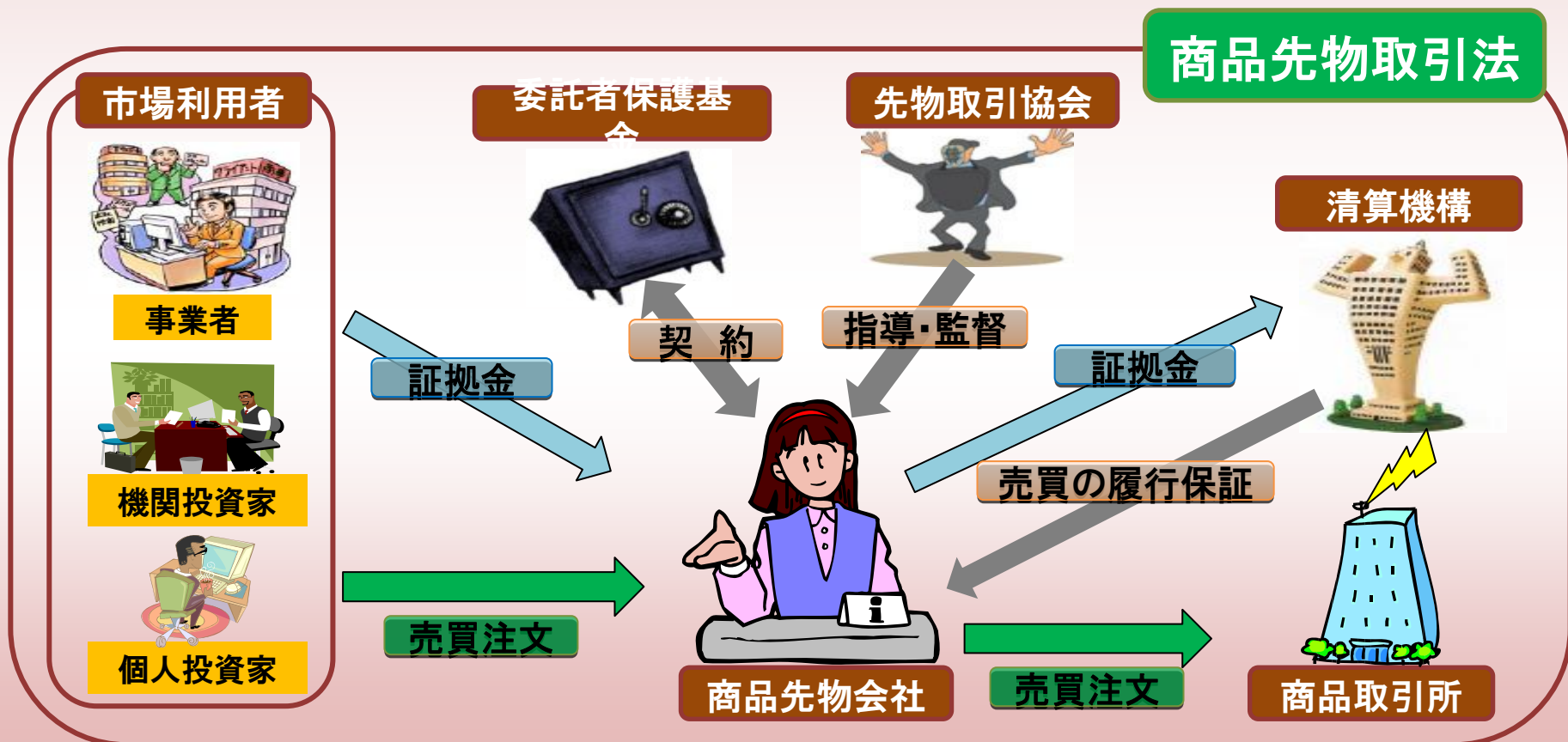
第7章

商品先物市場の

健全性を守る仕組み

商品先物市場の健全性維持

- ✓ 市場と取引の公正性の維持 ⇒ 商品取引所、日本商品清算機構
- ✓ 委託者資産の保全 ⇒ 日本商品清算機構、日本商品委託者保護基金
- ✓ コンプライアンス（法令・規則遵守）の確保 ⇒ 日本商品先物取引協会



商品取引所の組織

■ 業 務 ■

1. 商品市場の開設
2. 上場商品の品質の鑑定

■ 組 織 ■

農林水産大臣 および／または 経済産業大臣の
許可を受けた法人または株式会社

■ 会員・取引参加者 ■

商品先物会社、上場商品の売買等に従事する事業者
など

⇒ 会員以外の事業者、機関投資家、個人投資家は商品先物会社を通じて市場参加

商品取引所の市場監視

■市場と取引の公正性の維持■

売買取引の監視 = 市場取引の透明性と公平性の向上と信頼性の確保

✓ 市場参加者の法令や規則の遵守状況、売買状況の調査

⇒ 不正行為の早期発見と未然防止、適切な指導

✓ 不公正取引の処分、不公正の疑いがある取引への注意喚起

⇒ 早期是正と再発防止



清算機関(JCCH)の組織

商品清算機構＝商品先物市場の一元的決済主体

■名称■ 株式会社 日本商品清算機構(JCCH)

■目的■ 市場の信頼性と利便性の向上

■組織■ 農林水産大臣および経済産業大臣から清算業務を行うことの許可を受けた株式会社

■資本金■ 6億3435万円 (平成21年7月1日現在)

■株主■

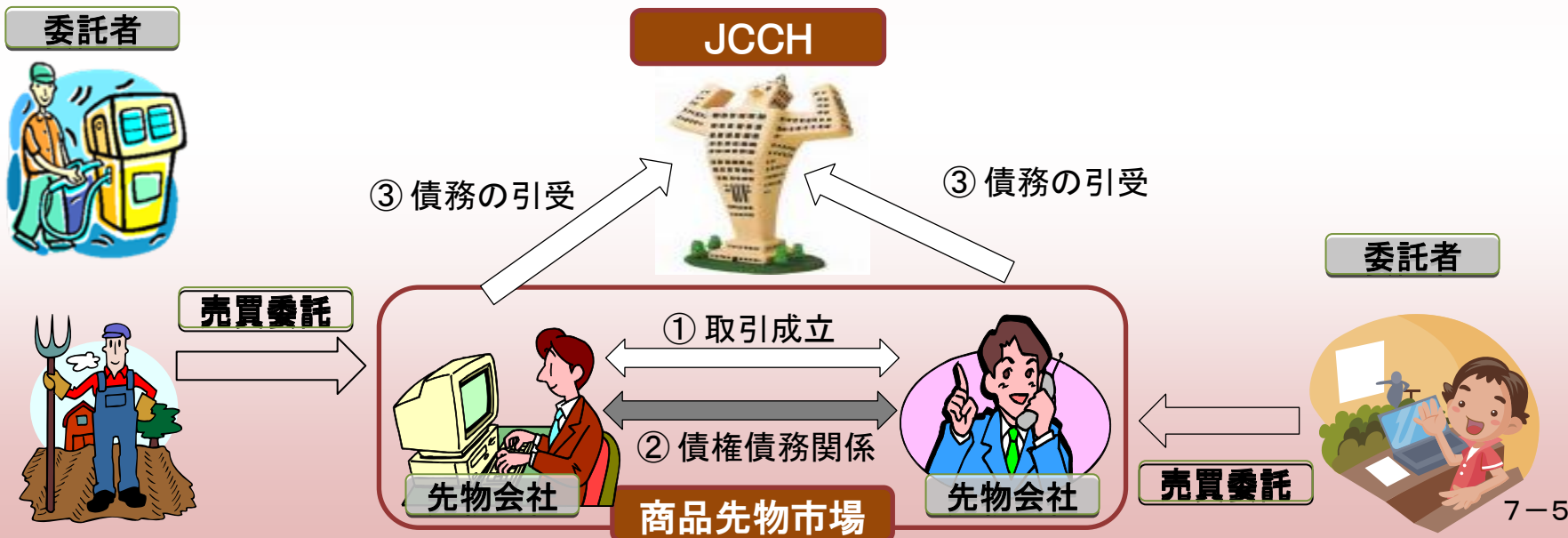
株主名	持株数	議決権比率
東京工業品取引所	3,250株	26.0%
東京穀物商品取引所	2,920株	23.4%
中部大阪商品取引所	2,500株	20.0%
日本商品先物振興協会	2,000株	16.0%
関西商品取引所	1,000株	8.0%
日本商品委託者保護基金	830株	6.6%

JCCHによる取引履行の確保

■ 委託者資産の保全業務 ■ (信頼性にかかる業務)

全市場参加者に対し、買い手には売り手として、売り手には買い手として取引の主体となり決済を保証

- ▶ 取引相手の契約不履行の不安を払拭
- ▶ 市場参加者は取引相手の信用調査が不要



万一の時の証拠金の優先返還

証拠金の**預託制度** = 商品取引所法で義務化

■ **目的** ■ 先物会社の万一の**倒産**に際し、委託者債権を優先的に返還するための財源確保

■ **預託制度** ■

委託者が取引の担保として預託する取引証拠金は**JCCH**に預託を義務づけ

- ➡ 先物会社は委託者の資産を自社に滞留させることはできない
- ➡ 先物会社が倒産した場合、委託者は日本商品清算機構に預託されている自らの取引証拠金の返還を**JCCH**に直接請求できる

証拠金の預託制度

直接預託



- ✓ 直接預託は先物会社が委託者から預かった資産（主に現金）をすべてJCCHに預け入れるシステム。
- ✓ 証拠金が有価証券で預けられた場合、時価評価額以上の額を取引証拠金として預け入れる「差換預託」というシステムもある。

分離保管制度

分離保管制度 = 商品取引所法で義務化

■目的■ 先物会社の万一の倒産に際し、証拠金以外の委託者債権を保全・返還するための財源確保。先物会社は当該の委託者財産について、金融機関への預託等による保全が義務づけられている。

▶ 委託者から財産の預託を受けると同時に、先物会社がその財産をJCCHに移管することは、実際には困難。一瞬のタイムラグによる過ちも見逃さないように、先物会社には委託者財産の保全措置を講じることが義務づけられている。

分離保管制度のもとでの保全方法

■ 保全方法 ■

➤ 保全の方法は以下のいずれか。またはその組み合わせ。

- ① 指定信託契約
- ② 日本商品委託者保護基金への預託
- ③ 銀行等保証委託契約
- ④ 日本商品委託者保護基金の代位弁済委託契約

➤ 上記で保全された財産と日本商品清算機構に預託されている取引証拠金を合算すれば委託者資産は**全額保全**される仕組み。

➤ 万一、適切な保全措置が取られていなかった場合…

➤ 不足分は上限を1千万円として、日本商品委託者保護基金の**ペイオフ制度**で補てん

委託者保護基金のペイオフ制度

委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金

= ペイオフ制度の支柱

■ ペイオフ制度の概要 ■

- 先物会社の倒産に際して、証拠金制度と分離保管制度でも委託者の資産が満額返還されなかった場合に、委託者保護基金が委託者1人あたり1千万円を限度として一般委託者に弁済する制度
- 弁済原資は委託者保護基金の固有財産である「委託者保護基金」
- ペイオフの対象とならない機関投資家の定義は金融商品取引法を準用

■ 会 員 ■ すべての先物会社

■ 組 織 ■ 農林水産大臣と経済産業大臣に登録された法人

コンプライアンス(法令・規則遵守)の確保

日本商品先物取引協会

＝商品先物会社の自主規制機関

- 目的■ 商品先物会社の公正性の確保と委託者保護
- 組織■ 農林水産大臣と経済産業大臣の認可法人
- 会員■ すべての商品先物会社
- 自主規制業務■
 - 商品先物取引法令および商品先物会社としてすべきこと、してはならないことを自主規制ルールとして定め遵守させること
 - 商品会社の業務を監視し違反者には制裁を課す
 - 業務の厳正な遂行のため理事会・規律委員会メンバーは過半数が業界外からの選出